

## 5 監査公表第 10 号

令和 5 年 10 月 2 日に福岡市長から行政監査の結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解について通知を受けたので、次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 7 日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	篠 原 達 也
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

### 1 監査報告と監査の結果に関する報告に添えて提出する意見の件数

5 監査公表第 3 号（令和 5 年 4 月 27 日付 福岡市公報第 6953 号（別冊）公表）分  
（本市施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて） … 4 件

### 2 市の見解の内容

以下のとおり

（行政監査）

（監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）

#### 1 施設管理者の整備基準の知識の向上

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>施設の新築または改修（増築、改築、大規模修繕・模様替等）に際しては、整備基準に適合させなければならず、事前に施設管理部局は建築に関する指導部局との協議を行うことと条例で定められている。</p> <p>また、既存施設を管理する者は整備基準に適合させるよう努めなければならないとされている。</p> <p>そのうち、事前協議が必要ない修繕・模様替などの場合は、施設管理部局が整備基準に適合させることについて、自ら確認を行う必要があるが、整備基準に対する知識不足の結果、例えば福祉型便房の便器の横の手すりを可動式とする必要があったものを固定式としていたなど、不適切な設備となっている施設があった。</p> <p>令和 2 年 5 月に改正されたバリアフリー法では、高齢者障害者等用施設等はこれら</p>	<p>令和 5 年 5 月に、各所属に対して、条例等の周知啓発を図り、施設の適正な管理の徹底や、福祉型便房の表示方法など、行政監査において指摘が多い事例への対応を求めるための通知を行った。</p> <p>また、同通知において、バリアフリーに関する施設管理チェックリストの活用等により、施設の各設備の本来の機能を維持するため、日頃からの適切な点検・管理を求めている。</p> <p>取組事例の情報共有については、令和 6 年度にかけて「福岡市施設整備マニュアル」の改定作業を進めながら、対応を検討する。</p>

のものの円滑な利用が確保されるための配慮が必要であるとされている。

具体的には、福祉型便房について、「多機能」「多目的」等の誰でも使用できるような名称ではなく、真に必要な方が円滑に利用できるよう「高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の表示は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う」とされており、本市においても既に施設管理者宛に周知文書で通知している。

今回の監査において、調査票調査によると、ほぼすべての施設に福祉型便房を備えているが、そのうち実地調査を行った50施設では、真に必要な方が優先的に使用する設備であることを表示している施設はわずかであった。

便房入口に適正利用に関する表示を設置することで対応が可能であり、早急に行われるよう、各施設管理者へ対し、再度、周知の徹底を図られたい。

また、施設管理者が適切に施設を管理する上で必要となる、バリアフリーに関する知識を一層深め、施設利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、条例、規則、施設整備マニュアルの周知についても徹底されたい。

なお、履き物の履き替えが容易にできるようにいすや手すりを設置したり、館内図や施設案内を大きな文字やピクトグラムで表示することや、福祉型便房や一般便所の扉全体を認識しやすい色等で表示することなど、ユニバーサルデザインの視点に立つ

<p>た取組み事例に関しては、他の施設でも取り入れられ、そのような施設が増えるよう、情報共有を図りたい。</p> <p>(福祉局地域福祉課)</p>	
--	--

## 2 施設利用者の視点に立った施設管理の意識の向上

監査の結果	市の見解
<p>施設管理上の問題点としては、実地調査において、通路の中央に長いすを置いているため、車いすが通行するための通路幅が確保されていないものや、誘導用ブロック等の上や手すりの前に物を置いて通行に支障となっている事例、新型コロナウイルス感染症対策として、建物出入口の入口・出口を分けて、誘導用ブロック等が設置されている方を出口専用としているため、視覚障がい者等が外部から入館する場合に出口専用に向かい、施設から出てくる人と接触する危険がある状態となっている事例が判明するなど不適切な状態となっている施設が存在した。</p> <p>バリアフリーに関する設備の役割等を充分理解し、利用者が安全に利用できるよう施設管理の意識の向上に努められたい。</p> <p>(福祉局地域福祉課)</p>	<p>施設管理者の意識の向上については、令和5年5月に、各所属に対して、「バリアフリーのまちづくり」及び「ユニバーサル都市・福岡」などのユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する研修の受講を徹底するよう、通知をしており、研修等を通じて意識向上を図っていく。</p> <p>なお、同通知で、施設管理上の不適切な状態への早急な対応を求めている。</p> <p>また、指定管理施設については、令和5年5月に、施設所管課に対して、施設所管課によるモニタリングにおいて実施する定期実地調査等の機会を捉えて点検を行い、改善が必要な場合は指定管理者へ適切に助言・指導するよう、通知を行った。</p>

## 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する知識等の向上

監査の結果	市の見解
<p>施設管理者に対し、研修の実施状況を調査票で調査するとともに、施設利用者及接する機会が多い区役所等の窓口従事職員を対象に、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する知識等についてのアンケートを行った。</p> <p>アンケート調査は任意回答とはいえ、回答率は半数程度にとどまっている。</p> <p>また、回答があった中で理解度に関する調査では、障がいのある方への配慮マニ</p>	<p>令和5年5月に、各所属あてに、「ユニバーサル都市・福岡」職員行動指針、「障がいのある方への配慮マニュアル」に関する全職員研修の受講などを徹底するよう通知を行った。</p> <p>また、「ユニバーサル都市・福岡」については、全職員向けeラーニング研修において、バリアフリーとユニバーサルデザインの違いや職員行動指針の紹介をするなどの内容充実を図るとともに、職場研修に</p>

<p>アルについてや、「ユニバーサル都市・福岡」職員行動指針の質問に対し、「理解している」または「一部理解している」との回答が合わせても半数以下にとどまっており、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する研修を受講した職員の割合も低い。</p> <p>調査票調査の回答を見ても、バリアフリー等に関する研修の実施状況も低調である。</p> <p>福祉局においては、「ユニバーサル都市・福岡」の実現を目指し、ユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでいる総務企画局と連携しながら、現在実施している研修等を充実させるとともに、様々な立場の人の困難や支援に対するニーズを理解し、市職員が行政サービス全体を「みんながやさしい、みんなにやさしい」ものにしていく上で理解しておくべき重要なバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する職員一人ひとりの知識や意識の更なる向上に取り組まなければならない。</p> <p>また、施設管理者に対しても、周知・助言・指導を積極的に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉局地域福祉課)</p>	<p>おける周知徹底を行っている。</p> <p>なお、令和5年6月に実施した研修では、受講率が向上した。</p> <p>さらに、技術職員を対象としていた「バリアフリーのまちづくり」について、令和5年度からは、受講対象者を施設管理職員にも拡大するなど、研修等を通じた職員の知識の定着と意識の向上に取り組む。</p> <p>なお、指定管理施設については、令和5年5月に、施設所管課に対して、「ユニバーサル都市・福岡」職員行動指針、「障がいのある方への配慮マニュアル」を指定管理者にも共有し、指定管理者の知識や意識の向上に取り組むよう、通知を行っている。</p>
---	---

#### 4 ホームページにおける情報提供

監査の結果	市の見解
<p>今回、調査票調査を実施した施設のうち、ホームページ上でバリアフリーに対応した設備に関する情報を掲載している割合は67%であり、誰でも使用しやすいウェブアクセシビリティに対応しているのは、59%にとどまっている。</p> <p>また、福岡市バリアフリーマップについては、すべての施設を掲載すべきであるが、71%にとどまっている。</p> <p>施設管理者に対し、各施設が開設してい</p>	<p>令和5年5月に各所属に対して通知を行い、ホームページ上でバリアフリーに対応した設備に関する情報を掲載していない施設に関しては、積極的にバリアフリー情報を掲載するよう求め、また、福岡市バリアフリーマップに掲載していない市有施設に関しては、利用状況や特性等により掲載をするよう周知を図った。</p> <p>施設の掲載状況については、引き続き確認していく。</p>

<p>るホームページにバリアフリーに関する情報の掲載を進めるよう求めるとともに、福岡市バリアフリーマップに未掲載の施設については掲載を促すことが望まれる。</p> <p>なお、福祉局においては、令和4年度中に、福岡市バリアフリーマップの掲載内容の充実に向けて、掲載中施設の設備の実態調査・追加掲載等を実施するとともに、内容を改訂し市内全戸へ配布予定の広報誌「心のバリアフリー」に掲載することで、施設利用者への周知を図ることとしている。</p> <p>令和5年度以降についても、施設の現状とホームページの情報に違いのないよう継続的に情報の更新を行う方策を検討・実施するとともに、利用者への周知に取り組みたい。</p> <p>さらに新規に掲載する施設の増加に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉局地域福祉課)</p>	<p>ウェブアクセシビリティへの対応については、本市ホームページにて公開している施設においては、令和5年8月時点で、すでに対応済みである。</p> <p>施設管理者が独自に作成しているホームページに対しては、令和5年5月に関係課へ通知を行い、ウェブアクセシビリティの計画的な改善・維持に取り組むよう周知を図っている。</p> <p>なお、「福岡市バリアフリーマップ」に掲載された情報については、令和4年度中に各施設管理者において更新作業が完了している。</p>
---	--